

# 建設業の環境自主行動計画

第8版

2026 - 2030年度



環境経営



脱炭素社会



循環型社会



自然共生社会

# はじめに

近年、国際紛争に伴う地政学的リスクの高まりにより、資源・エネルギー供給の不安定化が各国の経済活動に大きな影響を及ぼしています。2026年1月に米国はパリ協定から離脱しました。2025年11月に開催されたCOP30の最終合意文書では、気候変動対策に関する緩和策や資金面の包括的な内容が採択されたものの、多くの国のNDC(国別削減目標)提出が遅れています。

パリ協定が掲げる1.5度目標の達成が極めて困難となる中、様々な経済活動の変動は、日本が描く脱炭素ロードマップにも大きな影響を与えています。経団連は「2031年度以降の目標については、2030年度目標の達成度合いが見えてきた頃に、GX政策の実施状況等、経団連において改めて目標設定の是非を含めて検討」としています。

私たちが直面している課題は気候変動だけではありません。地球の環境的容量の限界を示す「プラネタリーバウンダリー」を再認識し、資源利用、生態系の健全性・循環性といった幅広い視点から持続可能性を捉え直すことが求められています。

こうした環境課題の広がりや踏まえ、日本建設業連合会は、環境自主行動計画第8版(2026-2030年度)を策定しました。これまでの取組をさらに発展させ、「バリューチェーン全体での環境負荷低減」を軸に、脱炭素化の加速、循環経済の統合、自然再興の推進を図ることとしています。

特に、建築物のライフサイクル全体にわたる温室効果ガス排出量(LCCO<sub>2</sub>)の削減は、脱炭素社会の実現に向けた重要なテーマです。資材の製造・輸送・施工から、使用・維持管理・解体・再利用に至るまで、建築物の環境負荷を総合的に捉え、設計段階での工夫、再生資源の活用、省エネ設備の導入が求められます。さらに、環境負荷の低い建材の循環利用や自然再興(ネイチャーポジティブ)など、多面的な取組も不可欠です。

これらの取組を進めるには、社会課題の評価基準や算定を容易にするデータベースの整備、コスト負担を含めた責任主体の明確化など、建設業だけでは対応が難しい課題にも向き合う必要があります。

日建連は、こうした多様な課題を見据えつつ、「脱炭素社会」「循環型社会」「自然共生社会」の実現に向け、行政やステークホルダーとの連携を深め、会員企業の環境業務の生産性向上と共通価値の最大化に取り組んでまいります。

2026年4月  
一般社団法人 日本建設業連合会

## 第8版のテーマ バリューチェーン全体での環境負荷低減

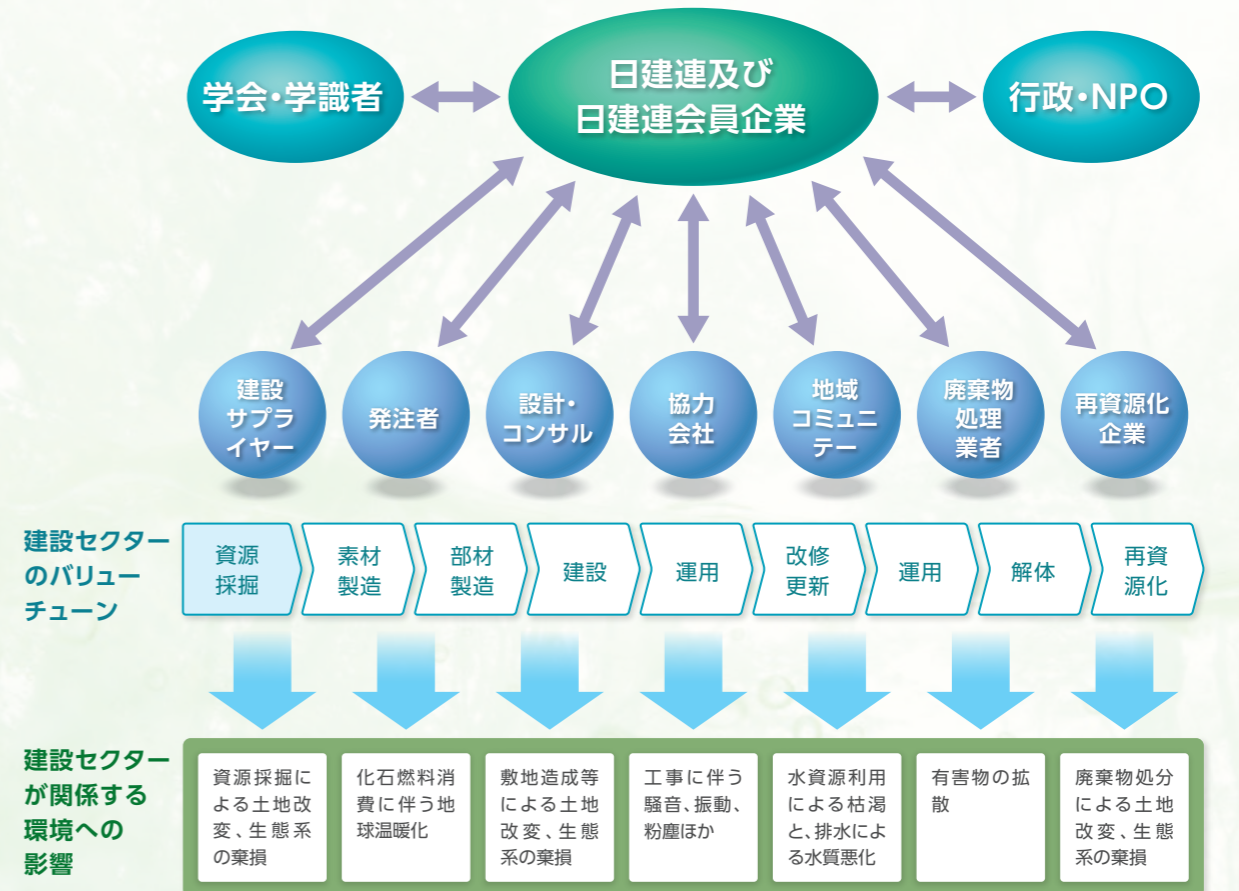
現在、建設業が直面している環境課題は、建設業単独では解決することが困難なものが数多くあります。例えば、建造物の長寿命化改修は脱炭素、資源循環の観点からもシナジー効果が期待できますが、必ずしも発注者の要望と一致するわけではない場合があります。また、建築物の省エネ性能向上のために使用する建設資材によってはライフサイクルカーボン(LCCO<sub>2</sub>)が増加してしまう場合もあります。

「脱炭素社会」「循環型社会」「自然共生社会」の実現を目指すには、バリューチェーン全体で環境負荷低減に取り組むことが重要だと考えています。

建設業として脱炭素の取組を加速化させるにあたっては、施工段階のCO<sub>2</sub>排出量削減を継続することに加え、バリューチェーン上下流での排出が大部分であることにかんがみ、その削減について、ステークホルダーへの働きかけを強化していきます。資源循環を推進するにあたっては、建設副産物の3R推進など静脈側の取組に加えて、建材のライフサイクル管理、資源効率の最大化などの観点から動脈側にも取組を拡げる必要があります。

日建連は、「バリューチェーン全体での環境負荷低減」を実現するために、業界内外のステークホルダーとの連携をより深め、各環境課題に取り組んでまいります。

■ バリューチェーンのイメージ図



	テーマ	目標	掲載ページ	
 環境経営	環境DX 主体間連携  <b>環境経営の実践</b>  環境設計 情報公開	<b>環境経営の充実</b> ● バリューチェーン全体の環境負荷低減に向けた取組の推進 ● 会員企業の環境経営の充実強化 ● 会員企業の環境活動情報の開示促進	6	環境経営
	 脱炭素社会	<b>LCCO<sub>2</sub>の削減</b> 調達 ↓ 設計 ↓ 施工 ↓ 運用 ↓ 維持管理 ↓ 解体・廃棄	<b>施工段階、資材調達段階並びに建物運用段階における温暖化対策</b> 施工 ● 2050年カーボンニュートラル実現に向け、GX建設機械等の普及を前提とし施工段階におけるCO <sub>2</sub> 排出量を2035年度に60%削減を目指す(2013年度比) 調達 ● 建設資材の低・脱炭素化、アップフロントカーボンの算定と削減の促進 設計 ● ZEB/ZEH-Mの推進、運用段階における温暖化対策の推進 ● 設計段階におけるホールライフカーボン(WLC)の算定と削減の促進・貢献の見える化、会員企業の省CO <sub>2</sub> 建物の設計技術の向上	8 10 12
 循環型社会	<b>資源の循環</b> 資源循環を考慮した設計 ↓ 発生抑制 ↓ 分別・適正処理 ↓ リユース・水平リサイクル	<b>サーキュラーエコノミーの実践</b> 動脈 ● 解体時を見越した解体・分解可能な建築計画の促進 ● 建築物の計画的な長寿命化改修の促進、部材の再利用および再生材利用の促進、中高層木造・木質建築の促進 静脈 ● 建設リサイクル計画の基準値達成、2030年度までに混合廃棄物10kg/m <sup>2</sup> 以下の実現、廃プラ類の徹底分別 ● 建設廃棄物削減・リサイクルの高度化 ● 有害廃棄物等への適正処理の徹底	14 16	循環型社会
	 自然共生社会	里山 都市  <b>生物多様性の保全</b>  里海 水辺	<b>生物多様性の保全および持続可能な利用(ネイチャーポジティブに向けて)</b> ● 自然共生社会の実現に貢献する環境配慮設計の推進 ● 会員企業のネイチャーポジティブへの取組の促進 ● 自然共生社会の構築に資するグリーンインフラの普及と技術の利活用に向けた取組の推進	18

## 環境経営の充実に向けた活動の展開

### 背景目的

持続可能な社会への転換は、「脱炭素社会」「循環型社会」「自然共生社会」のトレードオフを考慮し、「バリューチェーン全体での環境負荷低減」を実現するために、業界内外のステークホルダーとの連携をより重視した実施方策とする必要があります。

会員企業は、環境規制を順守しリスクを未然に防止するとともに、ESG情報の開示を行う必要があります。リスク対応だけでなく環境製品・サービスについての情報開示は企業価値の向上に寄与します。また、経営層のマネジメントへの参画を支援するため、社会情勢を反映した最新の環境課題の情報を提供する必要があります。日建連は、情報の収集・整理・提供を通じて会員企業の環境経営の充実を図ります。また、環境情報の収集・報告においても生産性の向上と働き方改革を実現するため、開示する指標の検討やDXの推進を通じて環境情報の高度化や行政報告の省力化に取り組みます。

### 目標

- バリューチェーン全体の環境負荷低減に向けた取組の推進
- 会員企業の環境経営の充実強化
- 会員企業の環境活動情報の開示促進

### 実施方策

- 建設業界における環境活動全体の指針・方向性の検討
  - ▶ 「建設業の環境自主行動計画」の企画・立案、フォローアップの実施・展開
  - ▶ 「建設業の環境情報開示ガイドライン」等の横断的な環境課題に関する調整・検討
  - ▶ 最新の環境課題の情報収集とビジョン・ロードマップの検討、勉強会の企画・開催
  - ▶ カーボンニュートラル・循環経済に向けた日建連の組織横断的取組みの推進
- 環境関連法規制・環境リスク、環境教育等に関する情報収集・整理・提供
  - ▶ 環境法令情報等の収集・把握・デジタル化の推進
  - ▶ 「環境法令ガイド」の展開・充実
  - ▶ 会員企業向けの法規制順守・環境リスクに関するセミナーや講習会等の企画・開催
- 建設業の環境活動情報の開示、ステークホルダーとのエンゲージメントの推進
  - ▶ 発注者・関連省庁・サプライヤー、有識者等とのエンゲージメント
  - ▶ 環境配慮調達の普及促進に向けた主要な建材のバリューチェーン全体の環境負荷低減に向けた取組のあり方を2030年までに検討
  - ▶ 環境情報の収集・報告・手続き・統計処理等の省力化・効率化に向けた検討
  - ▶ 日建連環境ホームページによる環境活動情報の開示・提供
  - ▶ ISO、JIS等の規格改訂に関する意見提言、情報収集・展開

### TOPICS 1

#### SSBJ 非財務情報の開示

SSBJ(日本サステナビリティ基準委員会)は、2025年3月に国際基準に準拠した日本独自の開示基準を公表しました。プライム上場企業はこの基準に基づき、有価証券報告書での非財務情報の開示が義務化されます。開示が求められる非財務情報とは、企業のGHG排出量や気候変動対応策、生物多様性に関連する取組みなどであり、建設会社も自社分の開示のために、これまで以上に自社活動の把握(各種データの集計)が必要となります。さらに、建設/不動産セクターのGHG排出量は大きく、工事に伴う自然改変が生物多様性に影響を及ぼすことから、非財務情報開示が義務化される発注者から、自が発注した建築工事に係るGHG排出量(エンボディッドカーボン)や生物多様性への影響の定量化(報告)と軽減策提案が求められるようになると想定されます。

### TOPICS 2

#### TCFD・TNFD

- TCFDは、金融安定理事会(FSB)、TNFDは、国連環境計画金融イニシアチブ(UNEP FI)、国連開発計画(UNDP)、世界自然保護基金(WWF)等によって設立された国際的なタスクフォースです。それぞれの提言に基づく気候関連及び自然関連の財務情報を開示する動きは、世界的に加速しており、建設業においても開示は進んでいます。
- TCFD、TNFDともに「ガバナンス」「戦略」「リスク管理」「指標と目標」という開示項目が推奨されています。以下では、建設業における基本的な考え方を示します。

#### ガバナンス：

気候関連や自然関連の課題や、リスクと機会を事業上の意思決定に取り入れるための社内組織構成や役割を示します。

#### 戦略/リスク管理：

シナリオ分析結果に基づき抽出したリスクと機会への自社の対応を示します。気候関連では、法規制等の「移行」、気候変動自体の「物理的」、自然関連では企業活動との関係性「依存と影響」といった視点が必要となります。建設事業におけるリスクと機会自体は、建築、土木問わず先行開示事例を参照して下さい。ただし、国内外の建設事業でそれらにどのように対応するかという「戦略」は各社で異なります。

#### 指標と目標：

気候関連ではGHG排出量という計測・予測しやすい指標がありますが、自然関連で何を指標として取り組むかは各社で異なります。目標は気候関連、自然関連共にいつまでに取組み達成すべきかにより異なりますが、それぞれ世界目標等に準拠することが求められます。

## 施工段階におけるCO<sub>2</sub>の排出削減

### 背景目的

建設業では、資材の調達から施設の設計・施工、さらには運用・改修・解体にわたる各段階でCO<sub>2</sub>排出量の削減に取り組んでいます。特に、建設会社社員だけでなく多くの協力会社に関わる建設現場での施工活動においては、建設業界全体でCO<sub>2</sub>排出量削減目標を設定し、省燃費運転の励行や燃費効率の高い建機、さらには最新の省エネ技術を取り入れた機器の採用など、着実な活動を積み重ねてきました。

環境省、経産省、国交省が進める最新の環境政策を踏まえ、政府のカーボンニュートラル宣言に応じて、脱炭素社会の実現に向けた新たな削減目標を掲げています。これにより、コスト削減、安全性向上、周辺環境の保全、生産性向上を目指す取組を強化し、自らの削減活動を展開しています。さらに、協力会社や関連業界との連携を強化し、発注者側への積極的な働きかけを行うことで、目標達成に向けて一丸となって取り組んでいます。

### 目標

- 2050年カーボンニュートラル実現に向け、GX建設機械等の普及を前提とし  
施工段階におけるCO<sub>2</sub>排出量を2035年度に**60%削減**を目指す(2013年度比)

### 実施方策

- 国の施策、電源の脱炭素化の方向性、重機・車両の省燃費化の把握
  - ▶ 施工現場における脱炭素化、省燃費化に向けた情報収集と日建連のCO<sub>2</sub>排出量削減取組への反映
- 施工段階におけるCO<sub>2</sub>排出量・削減活動実績の把握
  - ▶ 会員企業の建設現場におけるCO<sub>2</sub>排出量並びに削減活動実績調査を実施し、調査結果を公表
  - ▶ CO<sub>2</sub>排出量調査に付随した建設現場における環境関連活動の調査および調査方法の改善
  - ▶ 建設機器業界団体等との意見交換による脱炭素化に向けた重機、車両の普及促進
- 施工段階におけるCO<sub>2</sub>排出抑制に関する資料・情報の提供 ▶▶ **TOPICS 1**
  - ▶ 軽油代替燃料の普及促進、啓発活動の実施、関連情報の収集 ▶▶ **TOPICS 2**
  - ▶ 省燃費運転に関する業界共通の啓発資料の作成・展開
  - ▶ 建設機械の燃費向上、電動化の推進等に向けた取組への協力(建機業界、行政等) ▶▶ **TOPICS 3**
  - ▶ 再生可能エネルギーの導入・普及促進に向けた啓発活動の実施、関連情報の収集
  - ▶ 「インフラ分野における建設時のGHG排出量算定マニュアル案」の活用推進 ▶▶ **TOPICS 4**
- 地球温暖化防止活動の啓発
  - ▶ 建設現場の社員、協力会社の啓発資料の作成・展開
- 行政・関連団体との連携した活動
  - ▶ 経団連「カーボンニュートラル行動計画」への参画
  - ▶ 行政や関連団体の環境配慮取組への協力、連携
- CO<sub>2</sub>削減のための新たな施工方法の普及促進
  - ▶ ICT施工などの低炭素化に寄与する施工方法に関する研究開発の推進・連携
  - ▶ 関係機関・団体等との連携による低炭素化に寄与する施工方法の普及促進に向けたルール作りと環境整備

### TOPICS 1

#### 地球温暖化防止対策資料の作成・展開

「わたしたちにできる地球温暖化防止」では、建設作業所に様々な影響を及ぼしている地球温暖化とはどのようなものか、また、我々は作業所で何をすれば良いのか「5つのACTION」、「5つのCHOICE」を取組事例として紹介しています。

日建連のホームページでは、「省燃費運転」に特化した動画コンテンツのほか、作業所における再生可能エネルギー由来電力の普及・促進を目的とした資料なども作成・展開しています。

- わたしたちにできる地球温暖化防止
- 絵で見る省燃費運転マニュアル
- 建設業における再生可能エネルギー電力普及のために

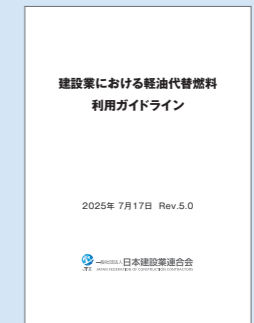


### TOPICS 2

#### 軽油代替燃料の利用拡大に向けたガイドラインの作成・展開

施工段階におけるCO<sub>2</sub>排出削減対策として、軽油代替燃料の利用拡大に向けた「建設業における軽油代替燃料利用ガイドライン」を公開しています。

- 軽油代替燃料の状況
- 軽油代替燃料に関連する法令・基準
- 軽油代替燃料の概要(B5軽油、FAME、GTL、HVO)
- 軽油代替燃料の普及に向けて抽出されている課題 など



建設業における軽油代替燃料利用ガイドライン(2025年7月)

### TOPICS 3

#### GX2040ビジョンを踏まえた今後の取組

2025年2月に閣議決定された「GX2040ビジョン」は、日本政府が掲げる脱炭素成長型経済構造への移行戦略であり、電動建機の導入や省エネ建材の活用など、建設業界への影響も大きなものになります。

施工段階におけるCO<sub>2</sub>排出削減に向け、GX建機認定制度の活用はもとより、GX建材・建機の調達を促進すべく、行政や関連団体との連携に向けた取組が必要となってきます。

## 資材調達段階のCO<sub>2</sub>の排出削減

### 背景目的

建設業における脱炭素化に向けた取組は、設計段階、施工段階、運用段階のCO<sub>2</sub>排出削減はもとより、資材調達段階での排出削減も重要です。

国際的にもEUを中心にホールライフカーボン(WLC)算定の義務化や資材に関するCO<sub>2</sub>排出量の規制・上限値導入が進展しており、低・脱炭素資材の利用やバリューチェーン全体での排出削減が求められています。国内においてもスコープ3排出量の開示が求められ始めるなど、企業活動全体での排出量把握・削減の重要性が高まっています。

また、2024年6月に公共工事の品質確保の促進に関する法律が改正され、公共工事では、経済性に配慮しつつ、脱炭素化に対する寄与の程度を考慮して、総合的に価値の高い資材等の採用に努めることとされました。

このような背景から、資材調達段階における会員各社の低・脱炭素資材の使用状況を把握するとともに、関連業界とも協働の上、サプライチェーン全体でのCO<sub>2</sub>排出量の削減に向けた取組を進めていくことが重要です。

### 目標

- 建設資材の低・脱炭素化
- アップフロントカーボンの算定と削減の促進

### 実施方策

#### 土木

- 2030年までに低・脱炭素建材の使用状況を把握した上で、目標設定に向けた活動を推進
- 建設資材のCO<sub>2</sub>排出量の算定標準化への連携・参画と、標準化された算定方法の活用と発注要件化への取組の推進 **TOPICS 5**
- コンクリートをはじめとした建設資材の低・脱炭素化に向けた取組の推進
  - ▶ 建設資材の低・脱炭素化技術の研究開発と社会実装に向けた環境整備
  - ▶ その他の低・脱炭素化建設技術の開発促進に向けた環境整備
- 行政・関連団体との連携した活動の推進
  - ▶ 低・脱炭素型建設資材の普及促進に向けた関係機関・団体からの情報収集、低・脱炭素インフラプロジェクト展開状況に関する情報提供

#### 建築

- 2030年までに低・脱炭素建材の使用状況を把握した上で、目標設定に向けた活動を推進
- 建設資材の低・脱炭素化に向けた取組の推進
- 中高層建築物における木造・木質化の推進
- 行政・関連団体との連携した活動の推進

### TOPICS 4

#### インフラ分野における建設時のGHG排出量算定マニュアル案

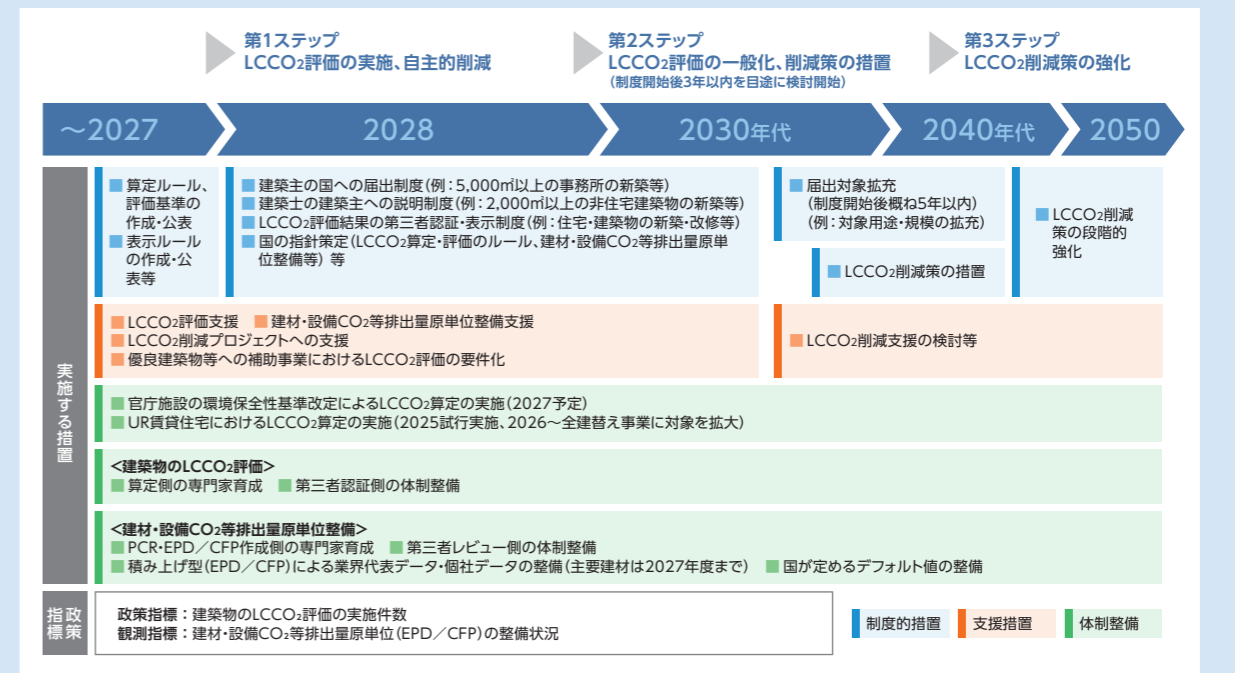
国土技術政策総合研究所では、インフラ分野でのGX化の促進に向け、温室効果ガス排出削減効果を定量的に評価するため、本マニュアル案を作成しています。  
本マニュアル案では、インフラ分野の施工段階に建設現場で発生するGHG排出量及び脱炭素技術のGHG排出量削減の算定方法について統一した考え方を示しています。建設資材に関しては、購入した製品・サービス(Scope3-1)が対象になっていることが示されています。

出典：国土技術政策総合研究所「インフラ分野における建設時のGHG排出量算定マニュアル案」  
(<https://www.nilim.go.jp/lab/pcg/result.html>)

### TOPICS 5

#### 建築物のライフサイクルカーボン(LCCO<sub>2</sub>)の削減に向けたロードマップ

国土交通省が設置し、関係省庁も参加して開催された「建築物LCA制度検討会」が、「建築物のライフサイクルカーボンの削減に向けた制度のあり方中間とりまとめ」を2026年に公表しました。その中でロードマップが示され、第1ステップとして、例えば5,000m<sup>2</sup>以上の新築・増改築する事務所を対象として算定を義務付け、例えば2,000m<sup>2</sup>以上の新築・増改築する非住宅建築物において建築士が建築主に対して、ライフサイクルカーボン評価を実施する意義等を説明した上で、建築士の求めに応じ算定に適確に対応することを義務付ける案を提案する内容となっています。また、第2ステップとして算定義務の対象用途・規模を拡充し、LCCO<sub>2</sub>削減策の措置を検討するとしています。



出典：建築物LCA制度検討会「建築物のライフサイクルカーボン(LCCO<sub>2</sub>)の削減に向けたロードマップ」  
(<https://www.mlit.go.jp/common/001964666.pdf>)

## 建物運用段階のCO<sub>2</sub>の排出削減

### 背景目的

カーボンニュートラルの実現を目指す上で、建物の運用段階におけるCO<sub>2</sub>排出量を削減することが大きな課題となっています。会員企業は建築工事受注額の5割以上を設計施工一貫方式で受注して建物の企画・設計段階から関与しており、省CO<sub>2</sub>建物設計の取組がますます重要になってきています。

「2030年までに新築建築物のZEBを実現することを目指す」という政府目標に対応することが求められており、さまざまな方策により省CO<sub>2</sub>建物の設計を促進するとともに、発注者・国等との省エネルギー性能に関する連携を図ります。

### 目標

- ZEB/ZEH-Mの推進 **TOPICS 6**
- 運用段階における温暖化対策の推進
- 設計段階におけるホールライフカーボン(WLC)の算定と削減の促進・貢献の見える化
- 会員企業の省CO<sub>2</sub>建物の設計技術の向上

### 実施方策

- CO<sub>2</sub>削減量およびCO<sub>2</sub>削減率等の把握・公開 **TOPICS 7**
  - ▶ CO<sub>2</sub>削減量およびCO<sub>2</sub>削減率の算定、省エネルギー性能指標値等のデータ処理
  - ▶ 新省エネ基準への対応状況の調査
- 省CO<sub>2</sub>省エネ技術の取組事例を収集、公開
- 2030年に向けたCO<sub>2</sub>排出量原単位のモニタリングと設定目標の検討
- 行政・関連団体との連携した活動の推進
  - ▶ 発注者、建築関連団体等との主体間連携活動の推進
  - ▶ 国のWLC (国交省ではLCCO<sub>2</sub>) 算定・提出に関する制度化に向けた協力・連携 **TOPICS 5**
  - ▶ 国土交通省等各種会議への参画
- CASBEE等の公的な環境総合評価指標の利用を推進し、利用実態を調査 **TOPICS 8**
- 優れた環境配慮がなされた取組事例「サステナブル建築事例集」を収集し公開

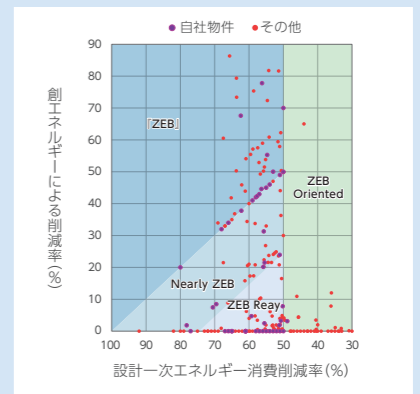
### TOPICS 6

#### ZEBへの取組み

会員各社では、快適な室内環境を実現し、再エネも活用しながら建物で消費する一次エネルギーの収支をゼロとするZero Energy Building (ZEB)の実現と普及に取り組んでいます。2025年現在までの日建連全体での設計物件は約500件を達成しています。

※ ZEBの定義 (経済産業省ZEBロードマップ委員会)

- 「ZEB」：一次エネルギー消費量削減率が省エネのみで50%以上、創エネ含めて100%以上
- Nearly ZEB：一次エネルギー消費量削減率が省エネのみで50%以上、創エネ含めて75%以上
- ZEB Ready：一次エネルギー消費量削減率が省エネのみで50%以上
- ZEB Oriented：10,000m<sup>2</sup>以上の建築物、一次エネルギー消費量削減率が省エネのみで40%以上(事務所、学校、工場)、30%以上(ホテル、病院、店舗、集会所)



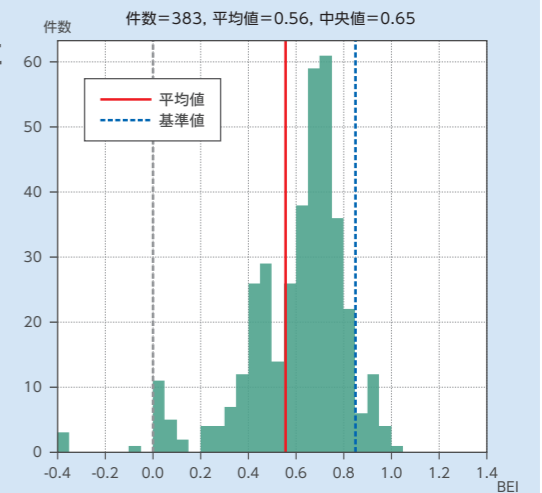
日建連建築設計委員会各社によるZEB設計施工実績 (2021年3月)

### TOPICS 7

#### 「省エネルギー計画書およびCASBEE対応状況調査」に基づくCO<sub>2</sub>削減量およびCO<sub>2</sub>削減率

会員企業の設計した建物が、どれくらいの省エネルギー性能を有しているかを調査しています。右図は2023年度に届けられた建物を対象とした調査に基づく分析結果で、非住宅用途の建物のBEI<sup>※</sup>の度数分布を示しています。ほとんどの建物のBEIは1未満であり、平均は0.56と、高い省エネルギー性能を有していることが分かりました。

※ Building Energy-efficiency Index。平成25年の省エネ基準の改正によって建築物の省エネ性能の評価値となり、省エネ法の届出に記載されている。設計一次エネルギー消費量を基準一次エネルギー消費量で除して得られる省エネ指標で、値が小さいほどエネルギー消費量が少ないことを示す。



BEI値の分布 (2019年度調査データ)

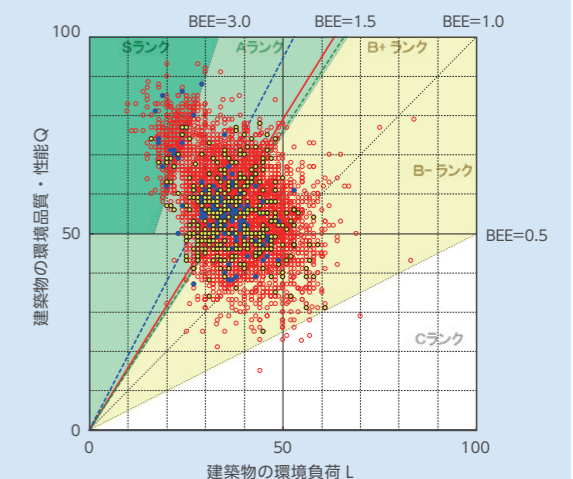
### TOPICS 8

#### 年次調査「省エネルギー計画書およびCASBEE対応状況調査報告書」

環境配慮設計の推進状況を把握することを目的として10年以上にわたり、日建連建築設計委員会に対して

- CASBEEの導入・活用状況の把握
- 省エネに関する性能の把握
- CO<sub>2</sub>排出削減量の推定

のため調査を実施し「省エネルギー計画書およびCASBEE対応状況調査報告書」をとりまとめています。CASBEE対応状況では、年度ごとに各社の取組みや評価結果についてデータを収集・分析しています。また、BEE値、BPI、BEI、LCCO<sub>2</sub>削減率など各指標の関係についても詳細な分析・考察を行っています。



CASBEE評価 BEE値プロット図 (2004~2023年度 全用途)

## 動脈側のサーキュラーエコノミー

### 背景目的

建設業は、国内全産業の約4割の資源を利用し、産業廃棄物の排出量、最終処分量ともに全産業の約2割を占めています。これらを削減するため、建設リサイクル法に基づく分別の徹底など、長年にわたり3Rを推進してきました。今後は廃棄物を発生させないサーキュラーエコノミーへの転換が求められており、リサイクルの質と量の向上に加え、建設物解体時に発生する廃棄物について、設計段階から再利用や再資源化を前提とした設計（サーキュラーデザイン）を検討するなど、動静脈連携の取り組みが一層重要になっています。

今後、再生資材やストックの活用がますます時代の要請となる可能性を見据えて様々な課題に取り組むとともに、再生可能な木材(国産材、CLT等)の利用を通じて木造・木質建築の普及促進に努めます。

### 目標

- 解体時を見越した解体・分解可能な建築計画の促進
- 建築物の計画的な長寿命化改修の促進
- 部材の再利用および再生材利用の促進
- 中高層木造・木質建築の促進

### 実施方策

- 建築物等の解体時を見越した再資源化に配慮した初期設計の促進
  - ▶ 解体・分解可能な建築物の設計
  - ▶ 解体後の廃棄物のリサイクル法に基づいたリサイクル率と質の向上
- ストック活用・長寿命化改修の推進による環境負荷の低減
  - ▶ 古材・廃材の再利用(アップサイクル)
  - ▶ 既存躯体を活かしたリノベーション、リニューアル技術の開発促進 **TOPICS 1**
- 建築資材の資源循環の拡張の促進
  - ▶ リユース品・リサイクル材の活用推進による資源消費の最小化と廃棄物の削減
  - ▶ 近距離圏内、地域連携等による資材の循環システムの構築
- 新たな天然資源利用の最小化に向けた木造・木質建築の推進 **TOPICS 2,3**

### TOPICS 1

#### 建物改修・保存リユース(事例)

左の浅沼組改修では、建て直す場合のアップフロント・カーボンが1,217kg-CO<sub>2</sub>/m<sup>2</sup>で、改修が184kg-CO<sub>2</sub>/m<sup>2</sup>と試算されています。

右は、塩尻の奈良井宿の古民家群の保存改修・活用事例です。旅館やレストランなどの複合施設となっている例です。



浅沼組名古屋支店改修(浅沼組)



奈良井宿蔵古屋 保存改修(竹中工務店)

### TOPICS 2

#### 木造・木質建築(事例)

中高層の木造、木造+鉄骨造などのハイブリッド構造、外・内装の木質化を、日建連各社が積極的に進めています。現在建設中の建物も多くあります。



鹿島テクニカルセンター(鹿島建設)



KIGI AKIHABARA(熊谷組)



奥村組 西川口寮(奥村組)



古平町複合施設かなえーる(大成建設)



日本橋本町 三井ビルディング & forest(竹中工務店)



駒沢大学駅西口2ビル(東急建設)



2022 Foster+Partners 渋谷マルイ(戸田建設)



Port Plus 大林組 横浜研修所(大林組)



第一生命京橋キネテラス(清水建設)



プランシエスタ目黒中央町(長谷工)



桐朋学園宗次ホール(前田建設)

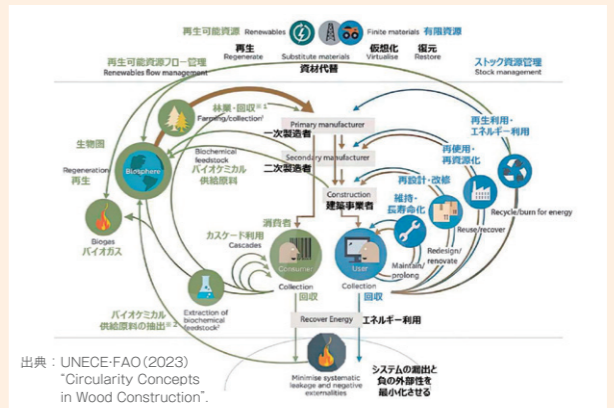


花王研修所(フジタ)

### TOPICS 3

#### 木造建築分野におけるサーキュラーエコノミー

エレン・マッカーサー財団によるサーキュラーエコノミーの概念を木造建築に応用。



出典：林野庁「建築物への木材利用に係る評価ガイドライン <概要版>2024年3月」

出典：UNECE-FAO (2023) "Circularity Concepts in Wood Construction".

## 静脈側のサーキュラーエコノミー

### 背景目的

建設工事では様々な種類の廃棄物が大量に発生しますが、適正処理を徹底するのみならず、発生そのものを抑制すること、そのまま廃棄せずにリユース、リサイクルを行うことはとても重要です。また、プラスチック問題は、今や海洋プラスチック問題にとどまらず、建設系廃プラスチックのリサイクルの質や循環可能な他材料への転換が問われる時代が来ています。

このように大きく変わろうとしている資源循環の分野において、建設業は今後、3Rをシフトアップし、サーキュラーエコノミーの実現に取り組んでいきます。

### 目標

- 建設リサイクル計画の基準値達成、2030年度までに混合廃棄物10kg/m<sup>2</sup>以下の実現、廃プラ類の徹底分別 ▶▶ TOPICS 4
- 建設廃棄物削減・リサイクルの高度化 ▶▶ TOPICS 5
- 有害廃棄物等への適正処理の徹底 ▶▶ TOPICS 5

### 実施方策

- 広域認定制度の活用によるメーカーリサイクルの促進 ▶▶ TOPICS 6
- 再生骨材コンクリートの活用推進によるリサイクルの質の向上
- 廃プラスチックの分別推進及び混合廃棄物の削減
- 建設汚泥の自ら利用や建設発生土マッチングシステムの活用等によるリユースの拡大
- 建設発生土適正処理の推進
- 特殊な廃棄物、有害廃棄物等への対応
  - ▶ 建設工事で発生する有害廃棄物等の適正処理の徹底
  - ▶ 日建連における有害廃棄物等に関する周知啓発
- 石綿対策
  - ▶ 解体工事等における石綿の飛散防止対策、石綿含有建材等の適正処理の徹底

### TOPICS 4

#### 廃プラスチックリサイクル

プラスチック資源循環促進法(2022年4月施行)では、プラスチック使用製品廃棄物(廃プラスチック)の再資源化が求められています。現状、建設系廃プラスチックの主な処理方法は、熱回収(約70%)と埋立処分(約20%)ですが、熱回収は最終的に多くの温室効果ガスを排出するため、2050年カーボンニュートラルの実現に向けては、マテリアルリサイクルやケミカルリサイクルの促進が求められています。日建連では廃プラスチック対策に取り組んでいます。

- 廃プラスチック類の組成調査  
[新築工事から排出された廃プラスチック等調査]
- 廃プラスチック分別のヒント  
[分別活動をリサイクル効果別にレベル設定]
- 廃プラスチックデータカード  
[現場から発生する廃プラスチック情報]



### TOPICS 5

#### 混合廃棄物

混合廃棄物の削減に向けて、新築工事から発生する廃棄物の原単位調査を実施しています。

#### 建設発生土

近年規制が強化された発生土・盛土対策を中心に、関連法令を整理した資料「建設工事における土の取扱い」と資源有効利用促進法で一定規模以上の工事に作成・掲示が義務付けられている計画書について、日建連参考様式を作成しています。

#### 有害廃棄物等

解体工事等や改修工事から発生する処理の困難な「特殊な廃棄物」の処理方法を中心にとりまとめた「特殊な廃棄物等処理マニュアル」を発行しています。

#### 災害廃棄物

過去の災害廃棄物処理事例を整理し、災害廃棄物業務の一助となるようリサイクルの課題と解決方法、品目ごとの処理方法、関連する法令等ととりまとめています。

<https://www.nikkenren.com/doboku/gijutsu/article.html?token=20240322163326piEwoXPYwNeasiTpesjfbhGjlxRvlhje>



### TOPICS 6

日建連では、サーキュラーエコノミー実現に向けて、広域認定制度を活用したメーカーリサイクルを促進するため、受け入れ基準や回収方法、再生施設の場所など、認定企業に対する調査を実施しています。調査内容は「特殊な廃棄物等処理マニュアル」に広域認定品目ごとに掲載しています。

環境省ホームページ / 広域認定制度関連  
<https://www.env.go.jp/recycle/waste/kouiki/index.html>

循環型社会 静脈側のサーキュラーエコノミーに関する資料 / 日建連ホームページ  
<https://www.nikkenren.com/kankyousei/recycle/>

## 自然共生社会の構築を通じた 持続可能な社会の実現

### 背景目的

建設業は、資材調達から施工、その後の運用に至るまで、生物多様性がもたらす「生態系サービス」に深く依存しています。持続可能な事業継続のためには、生物多様性保全への貢献が不可欠です。

国際的にはネイチャーポジティブの潮流を受け、企業にはTNFDの要請や自然資本への依存と影響の把握が求められています。

生物多様性の保全はSDGsや脱炭素、GXおよびサーキュラーエコノミーを達成するための不可分の基盤であり、グリーンインフラ等による防災や減災は異常気象被害の軽減にも資するものです。

建設業はこれまでも建設工事の中でさまざまな保全活動を行ってきましたが、生物多様性の持続可能な利用の重要性をさらに深め、地域社会との連携や従業員の意識向上を通じて、社会基盤を支えるだけでなく、地球環境全体の保全に積極的に貢献していきます。

### 目標

- 自然共生社会の実現に貢献する環境配慮設計の推進
- 会員企業のネイチャーポジティブへの取組の促進
- 自然共生社会の構築に資するグリーンインフラの普及と技術の利活用に向けた取組の推進

### 実施方策

- 自然共生社会の実現に向けた環境配慮設計の推進 **TOPICS 2**
  - ▶ 都市再開発等における生物環境の保全・創出ならびに生物多様性への配慮
  - ▶ 緑陰の創出、風通しへの配慮、設備排熱低減等を通じた地域の温熱環境の改善
  - ▶ 各種認証制度の活用
- 自然資本・生態系サービスへの依存と影響の把握
  - ▶ サプライチェーンを含む自然資本の維持・向上に繋がる取組の検討
- ネイチャーポジティブ実現に貢献する企業活動の推進 **TOPICS 3**
  - ▶ 30by30の実現に向けたOECMへの貢献
  - ▶ 自然を活用した解決策(NbS)の推進
- グリーンインフラの社会実装の推進 **TOPICS 1**
  - ▶ グリーンインフラの技術基準・評価手法、ガイドライン等の把握と展開
  - ▶ 官民連携プラットフォーム等への参画などによる多様な主体との連携
  - ▶ グリーンインフラの導入による防災・減災、地域活性化への貢献
- 生物多様性の保全に関する情報収集ならびに情報発信

### TOPICS 1

#### 建設業実務者向けグリーンインフラ ハンドブック

建設業はグリーンインフラの取組を推進し、安全・安心で持続可能な社会づくりに取り組んでいます。

日建連では、グリーンインフラの事例をわかりやすく解説した小冊子や、建設業における実務者がグリーンインフラの活用を推進するうえで必要な既存のガイドライン、技術基準、機能とその評価手法、機能のモニタリング手法、エビデンス、事例、経済的支援を示した実務者向けハンドブックを発行しています。

日建連ホームページ  
<https://www.nikkenren.com/doboku/gijutsu/>



### TOPICS 2

#### 認証制度の活用(グリーンファイナンス)

環境省は「グリーンボンド及びサステナビリティ・リンク・ボンドガイドライン/グリーンローン及びサステナビリティ・リンク・ローンガイドライン2024年版」にて、明確な環境改善効果をもたらすグリーンプロジェクトの判断指針を提示しています。その一部は、建築工事/土木工事に深く関連するものもあり、自然共生社会実現への取組の指標となります。

生物多様性に配慮したまちづくり・ 環境創出の認証	優良緑地確保計画認定制度(TSUNAG)、ABINC認証制度、 SEGES認証制度、SITES認証制度、JHEP認証制度
グリーンビルディングの認証	BELS認証制度、LEED認証制度、CASBEE認証制度、 DBJ GreenBuilding認証制度、BREEAM認証制度

### TOPICS 3

建設業は、官民連携による活動等に参加し、自然共生社会の実現に向けた積極的な取組を実施しています。



国土交通省 TSUNAG  
<https://tsunag-mlit.com/>



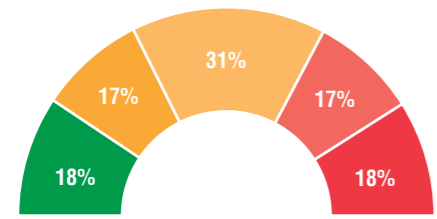
自然共生サイト  
<https://www.erca.go.jp/nature/>

Column 1

SDGsの現在の進展

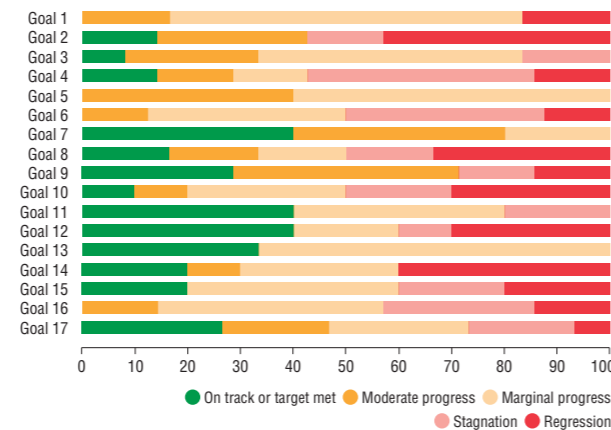
SDGsが2015年に国連で採択されてから10年が経過しました。2025年の国連のSDGs報告書には、17のゴールそれぞれに達成に向けた進捗度が報告されていますが、ゴール全体では、ターゲット達成が18%、中程度の達成が17%、わずかな進捗が31%、停滞が17%、悪化が18%となっています。建設に関連の深いゴール11(住み続けられるまちづくり)は中程度達成までが8割程度、ゴール12(つくる責任・使う責任)は6割程度、ゴール15(陸の豊かさ)は停滞・悪化が約4割となっています。このように、現在のSDGsは2030年までに半分以上未達成の可能性が指摘されています。また次期のSDGsに関する議論も始まっており、未来サミットと「未来のための協定(Pact for the Future)」が2024年9月に開催され、「未来のための協定」を採択しました。この中では、目標構造の見直し(たとえば「文化」や「ウェルビーイング」などの新ゴール追加)が指摘されています。

Overall progress across targets based on 2015-2025 global aggregate data



● On track or target met ● Moderate progress ● Marginal progress ● Stagnation ● Regression  
 Note: Percentages do not add up to 100 per cent due to rounding.

Progress assessment for the 17 Goals based on assessed targets, by Goal (percentage)



出典：United Nations, The Sustainable Development Goals Report 2025  
[\(https://unstats.un.org/sdgs/report/2025/\)](https://unstats.un.org/sdgs/report/2025/)

■ 設計におけるSDGsへの取組み (2024年度サステナブル建築事例集より)

日建連会員各社の設計作品においてSDGsゴールやターゲットに貢献する取り組みを継続しています。健康・福祉(ゴール3)、教育(ゴール4)、エネルギー(ゴール7)、産業と技術革新(ゴール9)、つくる・つかう(ゴール12)など工夫を凝らして設計した事例を「サステナブル建築事例集」で紹介しています。

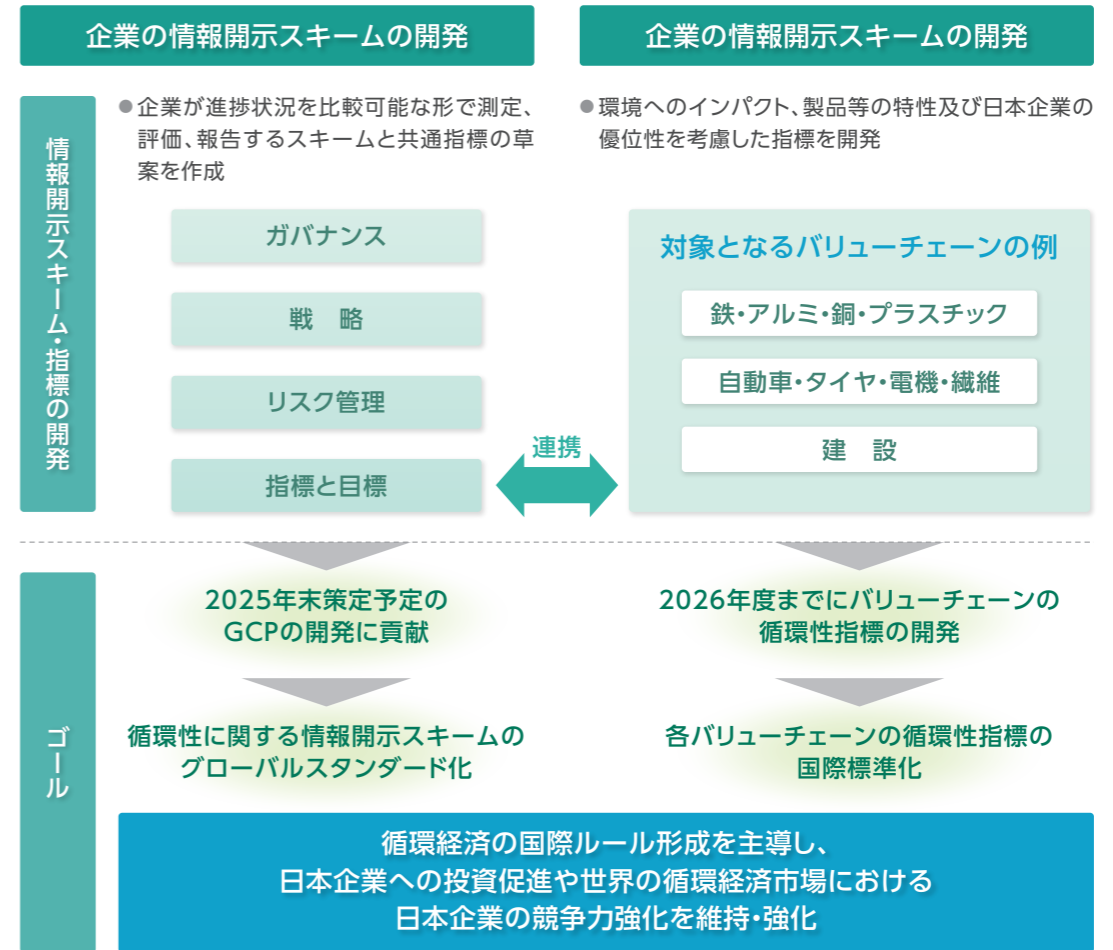
<p><b>ゴール3</b> すべての人に健康と福祉を</p> <p>聖マリア研究センター 地域密着型医療と国際協力事業の強みを活かすがん研究センター</p>	<p><b>ゴール4</b> 質の高い教育をみんなに</p> <p>慶応義塾志木高等学校 光彩館 歴史と記憶を継承し未来へのメルクマルとしての新校舎</p>	<p><b>ゴール7</b> エネルギーをみんなにそしてクリーンに</p> <p>温故創新の森 NOVARE 街区熱融通、水素利用、直流マイクログリッドによるZESの実現</p>	<p><b>ゴール8</b> 働きがいも経済成長も</p> <p>東京ミッドタウン八重洲 多様なミクスユースにより新たな価値を生み出す大規模都市開発</p>
<p><b>ゴール9</b> 産業と技術革新の基礎をつくらう</p> <p>HANEDA INNOVATION CITY 「先端産業」と「文化産業」の融合による「新産業創造・発信拠点」</p>	<p><b>ゴール11</b> 住み続けられるまちづくりを</p> <p>サステナブルランジェ本行徳 建物運用時CO<sub>2</sub>排出量実質ゼロのフルリノベーションマンション</p>	<p><b>ゴール12</b> つくる責任 つかう責任</p> <p>東京建物三津寺ビルディング 曳家による歴史的建築物の保存と復元、新たな付加価値の創造</p>	<p><b>ゴール15</b> 陸の豊かさを守ろう</p> <p>ジオ彩都いどりの丘 約7000本の植栽計画による山並み・街並みと景観の形成</p>

Column 2

循環性指標の国際ルール形成の動き

資源循環に関する情報開示及び目標設定は、製品・サービスの競争力、企業の資金調達力等に直結するものとなりつつあります。近年、EUを中心に企業に対する情報開示規制、自動車やバッテリーといったバリューチェーンごとの循環性規制のルール化が先行し、日本企業が都度対応を迫られている状況にあります。これらに対応するため2024年度から「バリューチェーン循環性指標及び企業情報開示スキーム等の国際標準化事業」が開始されました。本事業では、プラスチック、鉄鋼、アルミニウム、銅、タイヤ、自動車、テキスタイル、紙、建設の各バリューチェーン循環性指標のあり方が検討されており、今後、関係機関等と連携した標準化活動等に進むとされています。建設業はその資材製造や廃棄物/副産物の再生利用において他産業に大きく依存しており、他産業の循環性指標ルールは、今後の建設業の資源循環(調達やリサイクル)の方向性を規定するものになります。産学官が連携してサーキュラーエコノミーの実現を目指す「サーキュラーパートナーズ」の取組とともに、この国際ルール形成の動向にも注目する必要があります。

事業の実施体制



出典：出典：内閣府 循環経済の国際ルール形成  
[https://www8.cao.go.jp/cstp/gaiyo/sip/iinkai3/economysystem\\_5/siryoy6-5.pdf](https://www8.cao.go.jp/cstp/gaiyo/sip/iinkai3/economysystem_5/siryoy6-5.pdf)



# 主な環境関連行政・関連団体の動き／ロードマップ

区分	行政・関連団体の環境施策等	所管	公表時期
R	循環型社会形成自主行動計画フォローアップ調査結果	一般社団法人日本経済団体連合会	1997年～
C	地球温暖化対策アクションプラン2050 - 建築関連分野のカーボン・ニュートラル化への道筋	建築学会	2015年
R	プラスチック資源循環戦略	政府	2019年
C	エネルギー・環境イノベーション戦略ロードマップ(NESTI2050)	内閣府	2019年
C	地球温暖化対策アクションプラン2050	建築学会	2020年
C	2050年のカーボンニュートラル化に向けた三つの提言	脱炭素社会推進会議	2020年
R	建設リサイクル推進計画2020	国土交通省	2020年
C	2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略 実行計画・工程表	経済産業省	2021年
C	建設時GHG排出量算定マニュアル	不動産協会	2022年
C	ゼロカーボンビル推進会議設置	住宅・建築SDGs推進センター	2022年
MR	脱炭素成長型経済構造移行推進戦略	経済産業省・環境省	2023年
M	AI活用によるSociety 5.0 for SDGsの実現に向けて	一般社団法人日本経済団体連合会	2023年
C	国土強靱化基本計画	政府	2023年
N	生物多様性国家戦略2023-2030	政府・環境省	2023年
N	経団連生物多様性宣言・行動指針	一般社団法人日本経済団体連合会	2023年
CR	カーボンリサイクルロードマップ	経済産業省	2023年
CR	ゼロエミッション東京戦略 Beyond カーボンハーフ	東京都	2023年
R	成長志向型の資源自律経済戦略	経済産業省	2023年
R	循環経済工程表(サーキュラーエコノミー・ロードマップ)	環境省	2023年
CRN	第三次国土形成計画	国土交通省	2023年
MCRN	第六次環境基本計画	環境省	2024年
R	第五次循環型社会形成推進基本計画	環境省	2024年
R	サーキュラーパートナーズ設立	経済産業省	2024年
N	ネイチャーポジティブ経済移行戦略	環境省・農林水産省・経済産業省・国土交通省	2024年
MCRN	国土交通省環境行動計画	国土交通省	2025年
R	再資源化事業等高度化法	経済産業省・環境省	2025年
C	日本のNDC(2035/2040目標を含む)	地球温暖化対策推進本部	2025年
MCRN	地球温暖化対策計画	内閣官房・経済産業省・環境省	2025年
C	経団連カーボンニュートラル行動計画	一般社団法人日本経済団体連合会	2025年
C	第7次エネルギー基本計画	経済産業省・資源エネルギー庁	2025年
N	生物多様性・自然資本保全と持続的な経済成長の両立に向けた提言	一般社団法人日本経済団体連合会	2025年
C	地域脱炭素2.0(地域脱炭素ロードマップ)	内閣府	2025年
C	「水素・燃料電池戦略ロードマップ」及び「FCVと水素ステーションの普及に向けたシナリオ」	NEDO	2025年
C	GX2040ビジョン 脱炭素成長型経済構造移行推進戦略 改訂	経済産業省	2025年
C	国土交通省土木工事の脱炭素アクションプラン	国土交通省	2025年
N	グリーンインフラ推進戦略2030	国土交通省	2026年
C	建築物ライフサイクルアセスメント(LCA)制度化ロードマップ	国土交通省	2026年

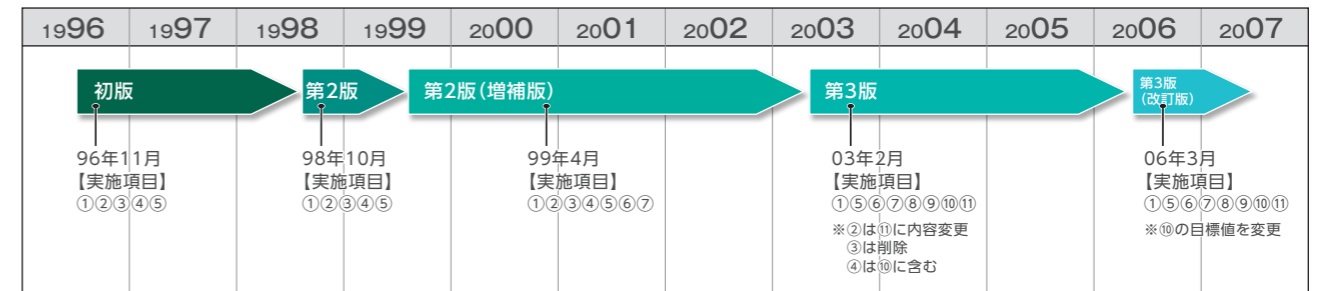
(2026年3月現在 日建連調べ)

# 「建設業の環境自主行動計画」見直しの経緯

- 1996年11月 (社)日本建設業団体連合会、(社)日本土木工業協会、および(社)建築業協会で「建設業の環境保全自主行動計画」を策定。
- 1998年10月 「建設工事段階で発生するCO<sub>2</sub>を、1990年度を基準として2010年までに12%削減すべく努力する」基本目標を掲げた「自主行動計画第2版」を策定。
- 1999年 4月 緑化の推進、CO<sub>2</sub>以外の温室効果ガスの排出抑制を加えた「自主行動計画第2版(増補版)」を策定。
- 2003年 2月 項目を整理し、「自主行動計画第3版」を策定。
- 2006年 3月 一部目標の見直しを行い、「自主行動計画第3版(改訂版)」を策定。
- 2007年 4月 全体構成および重点実施項目の見直しを行い、「自主行動計画第4版」を策定。
- 2010年 4月 地球温暖化対策、建設副産物等に関する目標の見直しを行い、「自主行動計画第4版(改訂版)」を策定。
- 2011年 4月 上記三団体が合併し、(社)日本建設業連合会が発足。
- 2013年 4月 「環境経営」をベースに、重点課題への対応である「低炭素社会」「循環型社会」「自然共生社会」の3つのフレームで「自主行動計画第5版」を策定。
- 2016年 4月 2020年目標を設定し、「自主行動計画第6版」を策定。
- 2021年 4月 脱炭素社会・循環経済への円滑な転換に向けた新たな目標の見直しを行い、「自主行動計画第7版」を策定。
- 2023年12月 施工段階のCO<sub>2</sub>排出量目標改訂に伴い「自主行動計画第7版」を修正。
- 2026年 3月 一部目標の見直し等を行い、「自主行動計画第8版」を策定。

## 「建設業の環境自主行動計画」実施項目の推移

### ▶1996～2007年



- ① 地球温暖化防止対策
- ② 循環型社会の構築
- ③ 熱帯雨林保全
- ④ 環境マネジメントシステム構築
- ⑤ 生態系保全
- ⑥ 緑化の推進
- ⑦ 二酸化炭素以外の温室効果ガスの排出抑制
- ⑧ グリーン調達の促進
- ⑨ 化学物質管理の促進
- ⑩ 環境経営の促進
- ⑪ 建設副産物対策

### ▶2008年以降

